

## 目次

教育長訓令	
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	1
○北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令	1
○教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令	1
通達・通知	
○「特別非常勤講師の届出について」の一部改正について	2
○「免許教科外教科担任の申請について」の一部改正について	3
○「教育職員免許状の申請等に係る手数料について」の一部改正について	4
○北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について	4

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般  
道立学校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成29年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3 函館五稜郭支援の項の次に次のように加える。

北斗高等支援	北斗高支
--------	------

#### 附則

この教育長訓令は、平成29年4月1日から施行する。

### 北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般  
所管機関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成29年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務政策局の部教職員課の項局長又は担当局長の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

同項課長の欄第6号中「免許状の有効期間の延長及び更新講習修了確認期限の延長、書替え及び再交付並びに許可（市町村立中学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係る免許教科外教科担任の許可を除く。）及び認定」を「免許状の授与、特別支援教育領域の追加、有効期間の更新、更新講習の修了確認、有効期間の延長、更新講習修了確認期限の延期、書換え及び再交付並びに免許教科外教科担任の許可（市町村立中学校等（市町村立（札幌市立を除く。）の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程をいう。以下この項において同じ。）の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係るものを除く。）並びに免許法認定講習における単位等の認定」に改める。

同項教育局長の欄第5号中「市町村立中学校」を「市町村立中学校等」に改める。

#### 附則

この教育長訓令は、平成29年3月8日から施行する。

### 北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成29年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」を「住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し」に改める。

別表中

「   工作物     	門	個	木門、石門等の各1箇所をもって1箇所とする。	を
「   工作物     	門	箇所	木門、石門等の各1箇所をもって1箇所とする。	に

改める。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式その1、同様式その2、別記第9号様式その1、同その2、別記第10号様式中「平成」を削る。

別記第5号様式中「昭和」及び「平成」を削る。

別記第7号様式中「平成」を削り、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」を「住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は個人番号カードの表面、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し」に改める。

別記第8号様式その2注5の事項中「おいて」を「おいても」に改める。

別記第11号様式中「平成」を削り、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書（法人にあっては定款、寄附行為又は規約の写し）」を「住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は個人番号カードの表面、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し（法人その他の団体にあっては定款、寄附行為又は規約の写し）」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 通 達 ・ 通 知

教 職 第 2 4 5 4 号  
平成29年3月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長  
(各 市 町 村 立 学 校 長) 様  
北 海 道 教 育 大 学 長  
(各 附 属 小 学 校 長 ・ 中 学 校 長 ・ 特 別 支 援 学 校 長)  
各 私 立 小 学 校 長 ・ 中 学 校 長 ・ 高 等 学 校 長 ・ 特 別 支 援 学 校 長

北海道教育委員会教育長

「特別非常勤講師の届出について」の一部改正について（通知）  
「特別非常勤講師の届出について」（平成10年11月2日付け教職第1129号当職通知）の一

部を次のとおり改正し、本日から施行するので、通知します。

記

記の1の(8)中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程」を加え、「第3条の2第1項第6号」を「第3条の2第1項第7号」に改め、(8)を(10)とする。

記の1の(7)中「、中学校」の次に「、義務教育学校」を、「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加え、「第3条の2第1項第6号」を「第3条の2第1項第7号」に改め、(7)を(9)とする。

記の1の(6)中「中学校」の次に「、義務教育学校、中等教育学校の前期課程」を加え、「第3条の2第1項第6号」を「第3条の2第1項第7号」に改め、(6)を(8)とする。

記の1の(5)中「第3条の2第1項第5号」を「第3条の2第1項第6号」に改め、(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 小学校、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程における外国語活動の一部（法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の10参照）

記の1の(4)中「第3条の2第1項第4号」を「第3条の2第1項第5号」に改め、(4)を(5)とする。

記の1の(3)中「第3条の2第1項第3号」を「第3条の2第1項第4号」に改め、(3)を(4)とする。

記の1の(2)の次に次のように加える。

(3) 義務教育学校における上記(1)及び(2)の教科の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第3号及び第4条第5項第1号参照）

記の4の表を次のように改める。

学校区分	届出者	経由機関	提出先
市町村立学校 (札幌市立学校を除く。)	市町村教育委員会教育長	当該市町村の区域を 管轄する教育局	北海道教育 庁総務政策 局教職員課
札幌市立学校	札幌市教育委員会教育長	/	
道立学校	当該学校の長		
国立大学附属学校	大学の学長		
私立学校	私立学校を設置する学校 法人の理事長		

(総務政策局教職員課免許グループ)

教職第2455号  
平成29年3月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長  
(各市町村立学校長(小学校を除く。)) 様  
北 海 道 教 育 大 学 長  
(各附属中学校長・特別支援学校長)  
各私立中学校長・高等学校長・特別支援学校長

北海道教育委員会教育長

「免許教科外教科担任の許可の申請について」の一部改正について（通知）

「免許教科外教科担任の許可の申請について」（平成4年2月10日付け教職第2022号当職通知）の一部を次のとおり改正し、本日から施行するので、通知します。

記

記の1の(1)中「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加え、「、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程」を「、中等教育学校」に改める。

記の2を次のように改める。

2 許可の申請時期

- (1) 許可の申請は、免許教科外教科担任の必要が生じた都度あらかじめ行う。
- (2) 年度当初については、4月20日までとする。ただし、市町村立（札幌市立を除く。）の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における申請について、当該市町村の区域を管轄する教育局が別に期限を定めた場合には、その定めによるものとする。
- (3) 当該申請は、1年以内の期間に限り許可するものであることに留意する（法附則第2項参照）。

記の3の表を次のように改める。

学 校 区 分	経 由 機 関	提 出 先
国立大学附属学校	大学の学長	北海道教育庁総務政策局教職員課
道立学校		
私立学校	学校法人の理事長	
札幌市立学校	札幌市教育委員会	
市町村立（札幌市立を除く。）の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局	当該市町村の区域を管轄する教育局
市町村立（札幌市立を除く。）の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	当該市町村教育委員会	

記の5の(1)中「中等教育学校」を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校」に改める。

（総務政策局教職員課免許グループ）

教 職 第 2 4 5 6 号  
平成29年3月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長  
（各 市 町 村 立 学 校 長） 様  
北 海 道 教 育 大 学 長  
（各 附 属 学 校 長）  
各 私 立 学 校 長

北海道教育委員会教育長

「教育職員免許状の申請等に係る手数料等について」の一部改正について（通知）

「教育職員免許状の申請等に係る手数料等について」（平成19年5月15日付け教職第117号当職通知）の一部を次のとおり改正し、本日から施行するので、通知します。

記

記の3の(2)イを次のように改める。

- イ 市町村立学校（札幌市立学校を除く。）に勤務する教育職員 当該市町村の区域を管轄する教育局

（総務政策局教職員課免許グループ）

教 高 第 2 1 9 1 号  
平成29年3月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 高 等 学 校 長 様  
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長

北海道教育委員会教育長

**北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について（通達）**

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年 3 月10日教育委員会決定）の一部を別記のとおり改正し、平成29年 4 月 1 日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

〔学校教育局高校教育課普通教育指導グループ〕  
〔学校教育局高校教育課産業教育指導グループ〕

**別記**

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

（平成29年 3 月 1 日教育委員会決定）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年 3 月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

別記 1 の 3 中 (6) を削り、(7) を (6) とし、(8) から (12) までを (7) から (11) までとし、(13) を削り、(14) を (12) とし、(15) を (13) とする。

